

【アメリカ】外国人の入国申請等に課される手数料額等を改定する法律

海外立法情報課 中川 かおり

* 2025年7月4日、外国人の入国申請等に関する手数料額、手数料の帰属先、手数料の減免の禁止等を定める規定を含む法律が制定された。

1 背景

移民及び非移民¹の入国審査や在留資格の変更を行う国土安全保障省市民権移民局（USCIS）は、これらに係る費用を国民ではなく外国人が負担すべきであるという原則から、主として手数料収入により運営されてきた²。2025年7月4日、外国人の入国申請等に関する手数料等を改定する規定を含む法律（以下「2025年法」）が制定された³。これにより、この入国申請等について、手数料額（インフレ調整あり）、手数料の帰属先、手数料の減免の禁止等が定められた⁴。このうち、人道的な身分の申請等について、従来の手数料の概要とともに、2025年法による改正の概要を紹介する。

2 人道的な身分の申請に係る従来の手数料の概要

(1) 庇（ひ）護（asylum）

1951年の難民の地位に関する条約等に従い、次の要件を満たす者に庇護を認める（合衆国法典第8編（以下略）第1101条a項第42号）。①人種、宗教、政治的意見等を理由として過去に迫害を受け、又はこれらを理由として将来迫害を受ける十分に根拠のある恐怖（well-founded fear）を有し、②出身国に帰ることができない等の外国人で、③アメリカ国内に滞在する者。従来、庇護申請には手数料を課することが「できる」と定められていたが、実際には、庇護申請及び庇護申請者による就労許可の初回申請には、手数料は課されてこなかった⁵。他方、就労許可の更新又は延長の電子申請には470ドル（書面申請520ドル）が課されていた。

(2) 臨時入国許可（parole）

臨時入国許可とは、アメリカ国内の保証人を得られる避難民に「緊急の人道上の根拠又は重大な公益」を認める場合に、裁量的に2年以下の滞在を認めるものである（第1182条d項第5号(A)）。従来、これを認められた者に手数料は課されてこなかった⁶。他方、就労許可の初回、更新又は延長の電子申請には470ドル（書面申請520ドル）が課されていた。

(3) 一時保護資格（TPS）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。

¹ 特定の目的を達成するために特定の期間、アメリカ滞在を希望する者をいう。期間の定めのない移民と対比される。

“Common nonimmigrant visas.” DOS Visa Appointment Service website <<https://www.ustraveldocs.com/jp/en/step-1>>

² House Report. 119-106, Book 1, p.859. <<https://www.congress.gov/119/crpt/hrpt106/CRPT-119hrpt106-pt1.pdf>>

³ P.L.119-21, Title X, Subtitle A, Part I. <<https://www.congress.gov/119/plaws/publ21/PLAW-119publ21.pdf>> “One Big Beautiful Bill Act”と通称される大型税制改正等を定める法律の第10章。

⁴ この法律には、退去強制の停止申請に手数料を課す規定（第100013条h項）、入国審査所ではない場所で捕らえられた者に手数料を課す規定（第100017条）等も含まれる。

⁵ 第1期トランプ政権で、庇護申請に50ドルを課す連邦規則が制定されたが、連邦裁判所に差し止められた。今回の当初法案では1,000ドルとされていた。op.cit.(2), pp.859-860. 1ドルは159円（令和8年6月分報告省令レート）

⁶ *ibid.*, p.860. 臨時入国許可の根拠規定に手数料への言及はない。ただし、2025年法により、当該規定とは別に、手数料徴収のための規定（第100004条）が設けられた。

一時保護資格とは、母国で政情不安や自然災害が生じた場合に、6 か月以上 18 か月以下の期間、申請した当該国国民に当該資格を認め、アメリカからの退去強制から保護するものである（第 1254a 条）。従来、これを認められた者には、規則が定める 30 ドルの生体認証サービス料と、法律が定める 50 ドル以下の手数料が課されてきたが、これらは広範に免除されてきた⁷。就労許可の初回、更新又は延長の申請手数料は、臨時入国許可の当該手数料と同じであった。

3 2025 年法による改正の概要

2025 年法による人道的な身分の申請等に伴う手数料は、下表のとおりである。このほか、2025 年法は、庇護申請に手数料を課すこと「とする」とした（第 100018 条）。また、一時保護資格につき、2025 年法は、手数料を 500 ドル以下に改定した（第 100008 条第 2 項）。

表 2025 年法により改定された主要な手数料

申請等の内容	手数料額 （「又は」の場合にはいずれか高い方）	手数料の帰属先	減免	根拠条文
庇護申請	100 ドル又は国土安全保障長官若しくは司法長官が規則で定める額	司法長官が徴収した手数料の 50% は EOIR ^(注1) 等	禁止	第 100002 条
庇護申請が審査中の各年	100 ドル又は国土安全保障長官が規則で定める額	全額が財務省の一般基金	禁止	第 100009 条
庇護申請者による就労許可の初回の申請	550 ドル又は国土安全保障長官が規則で定める額	25% ^(注2) は USCIS ^(注3) の移民審査手数料会計 ^(注4)	禁止	第 100003 条 a 項
庇護申請者による就労許可の更新又は延長の申請	275 ドル以上の額	25% は USCIS の移民審査手数料会計	禁止	第 100011 条
臨時入国許可を認められた者	1,000 ドル又は国土安全保障長官が規則で定める額	全額が財務省の一般基金	禁止 ^(注5)	第 100004 条
臨時入国許可を認められた者による就労許可の初回の申請	550 ドル又は国土安全保障長官が規則で定める額	全額が財務省の一般基金	禁止	第 100003 条 b 項
臨時入国許可を認められた者による就労許可の更新又は延長の申請	275 ドル又は国土安全保障長官が規則で定める額	25% は USCIS の移民審査手数料会計	禁止	第 100010 条
一時保護資格の申請を移民裁判所 ^(注6) に提出する者	500 ドル又は司法長官が規則で定める額	25% は EOIR の移民審査手数料会計	規定なし	第 100013 条 c 項
一時保護資格を認められた者	500 ドル以下の額	全額が財務省の一般基金	禁止	第 100006 条
一時保護資格を認められた者による就労許可の初回の申請	550 ドル又は国土安全保障長官が規則で定める額	全額が財務省の一般基金	禁止	第 100003 条 c 項
一時保護資格を認められた者による就労許可の更新又は延長の申請	275 ドル又は国土安全保障長官が規則で定める額	25% は USCIS の移民審査手数料会計	禁止	第 100012 条
非移民査証の発行を受けた者 ^(注7)	250 ドル又は国土安全保障長官が規則で定める額	全額が財務省の一般基金	禁止	第 100007 条
在留資格の合法的永住権資格への変更申請 ^(注8)	1,500 ドル又は司法長官が規則で定める額	25% は EOIR の移民審査手数料会計	規定なし	第 100013 条 a 項

(注1) 司法省移民審判事務局。全米 70 か所の移民裁判所（後掲（注6））等を統括する。
 (注2) 残りの金額は、財務省の一般基金に収められる。以下同じ。
 (注3) 国土安全保障省市民権移民局。合法移民の受入れに関わり、国籍付与、移民の就労、庇護等を所掌する。
 (注4) 移民関連の申請手続から徴収された手数料を入金する会計。査証審査、帰化の提供等の費用に用いられる。
 (注5) 申請者が医療上の緊急事態にある場合、アメリカ国内で必要な移植のために臓器を提供する場合、近親者の葬儀に出席する場合等については、手数料の免除が定められている。第 100004 条 b 項
 (注6) USCIS の当初の判断に対する不服申立てを審査する裁判所。
 (注7) (注8) は、日本の第 221 回国会で成立した法律（令和 8 年法律第 32 号）の内容と対比される規定。
 (出典) 連邦公法律（P.L.119-21, Title X, Subtitle A, Part I.）の規定を基に筆者作成。

⁷ *ibid.*